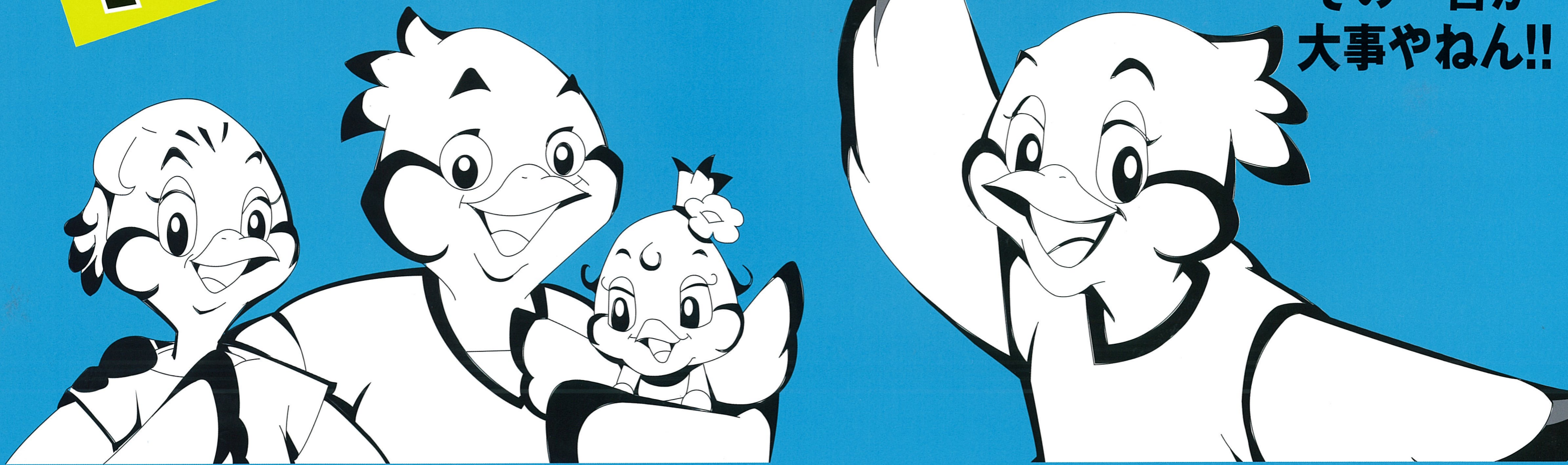


はよかえりや

その一言が
大事やねん!!



青少年を犯罪の被害者、加害者にしないためにも夜間は外出させないように努めましょう。

大阪府青少年健全育成条例では、正当な理由がある場合を除き、夜間に青少年を外出させないようにという保護者の努力義務を設けています。

16歳未満の者：午後8時以降

16歳以上18歳未満の者：午後11時以降